

第 3 章

計画の基本的事項

1 計画の目的及び位置づけ

(1) 目的

本計画は、県としての地球温暖化対策の全体像を明らかにするとともに、県民、事業者、行政といった各主体が取り組むべき行動を示すことにより、それぞれの役割に応じた対策を積極的に実践し、一丸となって地球温暖化防止に取り組むことを目的として策定するものです。

なお、今回の改定は、地球温暖化対策を巡る情勢の変化を捉え、平成 23 年度に策定した前計画について、取組期間の満了を待たずに見直しを行うものです。

(2) 位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）において、区域全体の自然的社会的条件に応じた施策を盛り込むことが義務付けられ、都市計画や農業振興地域整備計画等の関連施策と連携を図ることが求められている「地方公共団体実行計画」（同法第 21 条）として位置付けます。

また、岡山県環境基本条例に基づき策定された新岡山県環境基本計画（エコビジョン 2020）の主要施策として掲げられている地球温暖化対策を、計画的・体系的に実施するための計画として位置付けます。

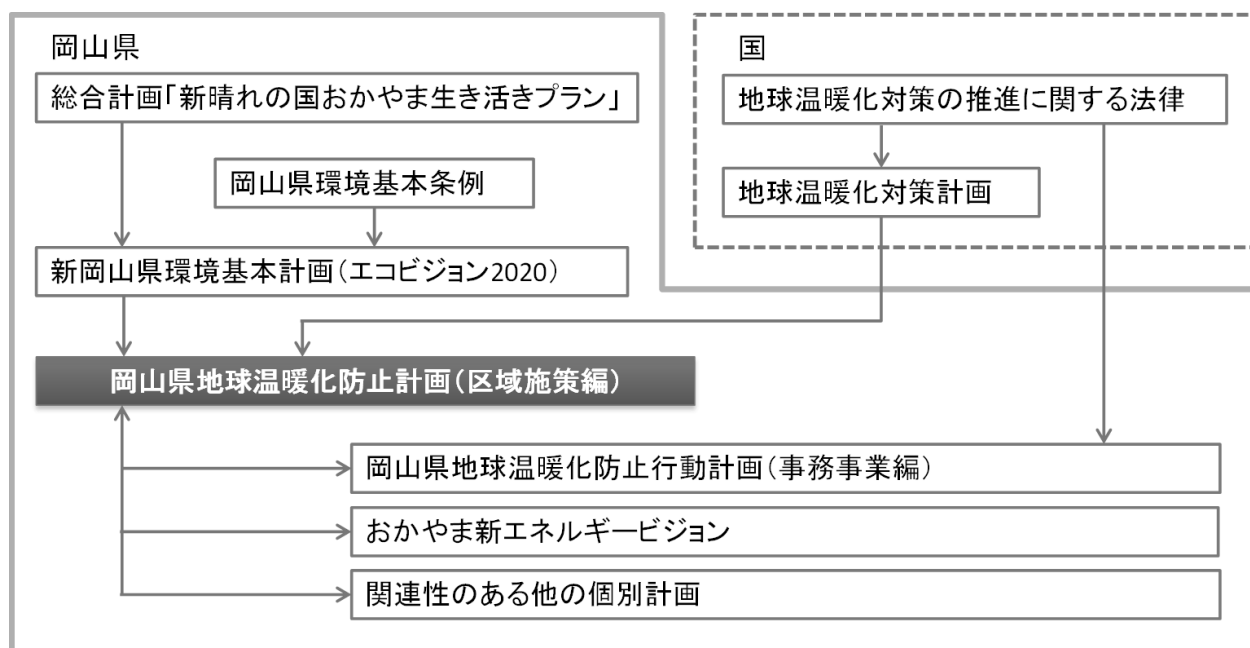


図 21 計画の位置付け

計画期間は、2011（平成 23）年度から 2030（平成 42）年度までとします。

計画の対象は、地球温暖化対策推進法の第 2 条に規定する 7 ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン類（HFCs、PFCs、六ふつ化硫黄（SF₆）及び三ふつ化窒素（NF₃））としますが、中でも県の排出量の 9 割以上を占める二酸化炭素に重点をおくこととします。

表 7 温室効果ガスの種類

温室効果ガス		概要	地球温暖化係数 ^{※1}
二酸化炭素	CO ₂	石油や石炭などの化石燃料の燃焼や生物の呼吸などにより排出される。国内の温室効果ガス排出量の 9 割以上と構成比が大きいので、地球温暖化に及ぼす影響が最も大きく、火力発電所等で化石燃料を消費して作る電気を使用することでも間接的に排出されることになる。	1
メタン	CH ₄	燃料の燃焼に伴う排出のほか、家畜のふん尿や反すう、廃棄物処理などに伴っても排出される。二酸化炭素に次いで地球温暖化に及ぼす影響が大きい温室効果ガス。	25
一酸化二窒素	N ₂ O	燃料の燃焼に伴う排出のほか、窒素肥料の使用や排水処理等において排出される。また、麻酔剤としても使用されている。	298
代替フロン類 ^{※2}	HFCs	冷凍空調機器の冷媒やエアゾール製造などに使用される。以下、PFC、SF ₆ 、NF ₃ とともに、大気中濃度は二酸化炭素に比べて少ないものの、大気中の寿命が長いので、地球温暖化への影響は大きい。	12～14,800
	PFCs	半導体や液晶の製造過程で使用される。	7,390～17,340
	SF ₆	電気絶縁ガス使用機器等で使用される。	22,800
	NF ₃	半導体や液晶の製造過程で使用される。	17,200

※1：各温室効果ガスの地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素の当該効果に対する比で表したものの

※2：HFCs：ハイドロフルオロカーボン類、PFCs：パーフルオロカーボン類、SF₆：六フッ化硫黄、NF₃：三フッ化窒素

※3：上記 7 ガスは、COP21 に向け国が国連に提出した「日本の約束草案」の中で示した削減対象でもある。

